

(電子メール施行)
建 指 第 1386号
令和2年7月21日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する
土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定について
(通知)

令和2年7月21日付け兵庫県告示第789号により、標記の建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定をしたので通知します。

なお、下記1及び2について、本県のWEBページ中の「平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間について」(https://web.pref.hyo.go.lg.jp/ks29/wd30_000000005.html)に掲載していますので、これを御参照ください。

記

- 1 平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定
- 2 「平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定」の解説

<問合せ先>

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課

建築指導班 岩倉

TEL: 078-341-7711 (内線 4717)